

一妻婚あるいは一夫多妻婚がヒンドゥー教の規範の一つにあるのかどうかについての専門的あるいは鑑定にあたるような証拠の提出が求められている。また、ヒンドゥー教徒の間では婚姻登録が存在していなかったが、同じく判例上は、ヒンドゥー教の教義に基づいて執り行われた婚姻の有効性に関して、専門的あるいは鑑定にあたるような証拠の提出が求められてきた²⁹⁾。シーク教徒に関しては、直接的に婚姻の有効性を示す判例はないが、他の宗教を信仰する者に認められてきたように、宗教に基づく婚姻の有効性が認められてきたと解するのが自然であろう³⁰⁾。

3. 新家族法としての女性憲章の制定

3.1 女性憲章の制定過程とその目的

シンガポールがイギリスの自治領となった1959年に自治政府選出のための総選挙が行われ、人民行動党 (People's Action Party) 政権³¹⁾が誕生した。同選挙の際に、人民行動党は公約の一つとして、婚姻改革を掲げていた。選挙後の計画を詳細に記したブックレット"Task Ahead"が発行され、その第1部において、今後の5年計画の一つとして、女性を解放するために一夫一妻婚による婚姻法が制定されることになると謳われた。

28) Leong Wai Kum, *op. cit.*, p.132

29) Kenneth Wee, *op. cit.*, p.270

30) *Ibid.*

31) 自治政府誕生以降、現在にいたるまで、人民行動党はシンガポールの政権与党であり続けている。同党は、イギリスの大学で教育を受け、イギリス的な国家の建設を目指す「クイーンズ・チャイニーズ」(Queen's Chinese) のグループと共産主義に影響を受けた若い華人系のグループが共闘して創設されたものであったが、マレー系やインド系のメンバーも少数ながら含まれていた。しかし、同党が政権を掌握した後に、党内でクイーンズ・チャイニーズと共産主義グループのイデオロギー対立が激化し、共産主義グループが同党から脱党した。1963年に行われたシンガポール州議会選挙においても同党は勝利し、これ以降、同党による一党独裁体制がシンガポールにおいて確立されてきた。

「我々の人口のほぼ半数を占める女性は、我々の国家形成において重要な役目を果たすことになる。女性を封建的および保守的な呪縛から解放するために、一夫一妻婚による婚姻法が制定されることになるであろう。」³²⁾

人民行動党は、政権掌握後にその公約を実現するために婚姻制度の改革に着手し、その結果、1960年3月2日にムスリム以外のすべてのシンガポール住民に適用される婚姻制度の整備を目指した女性憲章案が作成され、立法参事会上程された。同憲章案は、婚姻手続や婚姻登録制度に関する規定のみならず、夫や妻の義務と権利、離婚や扶養等、その他の家族法の分野全般にわたる規程を含む総合的な家族法案であった。同年3月6日に開かれた立法参事会において、同憲章案が審議され、そのなかで同憲章の目的がChan Choy Siong議員によって以下のように述べられた³³⁾。

「女性憲章の基本的な原理は、女性が法によって保護される権利を有することを可能とし、かつ婚姻の安定性を人々にもたらすことである。」

「(女性憲章による)婚姻制度は、夫と妻がその婚姻生活において平等の地位を享受することを可能とする一夫一妻婚を規定するものである。(中略)女性憲章の制定は、単に女性が法による保護を受けることを可能とさせるだけでなく、基本的に社会において革命的な変革をもたらすことも目指している。」

「女性問題は、不条理な社会の結果である。男性は女性を商品の一つとして扱っている。その非人道的な封建的的制度は、女性の権利を奪ってきた。(中略)男性は、3人あるいは4人の配偶者を持つことができる。男性は尊いものと考えられ、一方で女性は劣っていると考えられている。(中略)我々の社会において、女性は男性に切られるためにテーブルの上に置かれた肉のようである。」

32) Leong Wai Kum, *op.cit.*, p.12

33) *Singapore Legislative Assembly Debate*, April 6, 1960, p.443

Chan Choi Siong議員の発言から明らかなように、女性憲章の制定目的は、前章で概説したように、イギリスの植民地支配下で認められてきた各民族の慣習や宗教に基づく一夫多妻婚の禁止にあり、またそうすることによって女性の権利を保護すると同時に社会の安定化を図ることにあった。一夫多妻婚こそがシンガポール社会における女性差別の根底にあるものとして指摘され、その禁止を法によって規定することによって、シンガポール社会に根付いてきた男女間の不平等を是正していくことが目指されたのである。そこには、人民行動党のブックレットであるTask Aheadで明示されていたように、マンパワー以外に活用できる資源を有しないシンガポールの生き残りをかけた戦略が込められていた。すなわち、制度改革によって封建的な社会規範や慣習に縛られてきた女性を「解放」し、冒頭で示したように、経済発展のために女性の労働参入を促すことが期待されたのである。

1960年の立法参事会においては採択されなかったため、1961年2月22日に同憲章案が再び立法参事会に上程された。その結果、同年5月24日に、修正案が立法参事会を通過し、制定にいたった。1961年9月15日に第18条例 (Ordinance 18 of 1961)³⁴⁾として施行され、現在にいたるまで15回にわたって修正がなされている。また、1980年には同憲章の再編成が行われ³⁵⁾、現行の形に向けての整備がなされた³⁶⁾。

3.2 女性憲章の構成と立法モデル

制定以来15回にわたる修正を経た現在の女性憲章の構成は、次のようになっている。

第1編 前文 (1条から3条) , 第2編 一夫一妻婚 (4条から7条) , 第3編 婚姻

34) 女性憲章が施行された当時のシンガポールは英連邦内の自治州であったため、立法参事会で制定される法律はOrdinance (条例) と表現された。完全独立を果たした後に制定された法律はActと表現されるようになった。

35) 1981年6月1日より施行

36) 1985年にシンガポール議会制定法の改訂が行われた際に、女性憲章はその第353法 (Chapter 353) として位置づけられた。Leon Wai Kum, *op.cit.*, p.16

の挙行 (8条から24条), 第4編 婚姻登録 (25条から33条), 第5編 婚姻の挙行および登録に関する罰則および雑則 (34条から45条), 第6編 夫と妻の権利と義務 (46条から63条), 第7編 家族の保護 (64条から67条), 第8編 妻と子どもに対する扶養 (68条から79A条), 第9編 扶養命令の執行 (80条から91条), 第10編 第1章 離婚 (92条から100条), 第2章 法定別居 (101条から103条), 第3章 婚姻の無効 (104条から111条), 第4章 婚姻関係訴訟手続の結果として生じる財産に関する規定 (112条から121条), 第4A章 外国における婚姻関係訴訟手続の結果として生じる財産給付 (121A条から121G条), 第5章 子の福祉 (122条から132条), 第6章 一般規定 (133条から139条), 第11編 女性や女兒に対する罪 (140条から179条), 第12編 雑則 (180条から186条)。

女性憲章は、婚姻手続に関しては1940年に制定された「民事婚条例」を、婚姻の解消に関しては「離婚条例」(Divorce Ordinance)を、妻の法的能力に関しては修正され、再制定された「既婚女性の財産条例」(Married Women's Property Ordinance)を、また扶養の義務に関しては「既婚女性と子ども(扶養)条例」(Married Women and Children[Maintenance]Ordinance)をモデルとして立法されたものである。これらの条例の内容は、イギリスで立法されている法律に類似するものであった。したがって、立法参事会はイギリスの植民地下で公的に認められてきた、各民族の慣習や宗教に基づく婚姻に関連する規範を否定し、主にはキリスト教の規範をモデルとして制定された各条例を参考にすることを選んだのであった³⁷⁾。

旧宗主国であるイギリスで高等教育を受けたエリート層であるクィーンズ・チャイニーズを中心に設立された人民行動党が、婚姻法の改革の際にイギリス型の立法を目指したとしても不思議はない。自らの属する民族の慣習や伝統を「文化」的に「遅れている」とみなし、逆オリエンタリズム的発想で旧宗主国を模倣したにすぎないとみることもできるだろう。しかしながら、各民族コミュニティ内の伝統や慣習を一方的に否定し、伝統も文化的背景も異なるイギリスの立法を単純にモデルとすることが、それぞれのコミュニティ内に根付くジェンダー差別を根本的になくし、女性の地位向上を図るための有効な手段となりうるのかどう

37) Leong Wai Kum, *ibid.*, p.15

かについては疑問が残る。シンガポール女性が各コミュニティ内で置かれている様々な立場を考慮しながら、抜本的な婚姻法の改革を進めることも可能であったはずである。

3.3 一夫多妻婚の禁止

女性憲章の主な目的である、一夫多妻婚の禁止に関連する条項は、同憲章第2章の第4条から第6条、および第3編の第11条である。第4条1項は「(女性憲章の施行日である) 1961年9月15日の時点で1人あるいは複数の者と婚姻している者は、その婚姻が続いている限り、その配偶者および配偶者ら以外のいかなる者とも婚姻することができない」と規定している。また、第5条1項では、「シンガポールあるいはその他の地で第4条に違反してなされた婚姻は無効である」ことが示されており、さらには第6条において「何らかの法、宗教、慣習、慣行によって法的に婚姻している者が、その婚姻が続いている間に何らかの法、宗教、慣習、慣行の下でシンガポールあるいはその他の地で第4条に違反して婚姻することを意図するときは、夫または妻が生存している間に重婚の罪を犯ろうとしたとみなされ、そのような場合は、刑法典第494条の意味するところの範囲内にあるとみなされ得る」と定められている。また、第11条では「婚姻時に婚姻当事者のどちらかが、何らかの法、宗教、慣習、慣行の下ですでに婚姻している場合には、シンガポールあるいはその他の地でそれらの者との間で挙行された婚姻は無効となる」ことが強調されている。第1編の前文に続く第2編において、一夫多妻婚の禁止規定がまずもって盛り込まれたという事実は、人民行動党が植民地支配下で認められていた一夫多妻婚をいかに問題視していたかを示す一例である。

女性憲章の施行以前に、各民族の慣習や宗教に基づいて婚姻した者に対しては、第181条3項において、「1961年9月15日以前に、何らかの法、宗教、慣習、慣行の下で挙行された婚姻の有効性に関しては、本法は何ら影響をおよぼさない」とする規定が置かれていることから、これらの婚姻の有効性が認められ、保護がなされている。しかし、同憲章施行から50年が経過するなかで、ムスリムを除くシンガポール人の間では、実際には一夫多妻婚の形態を維持している者は年々減少し

ており、近い将来、シンガポール全域において非ムスリム間の一夫多妻婚は完全に消滅することになる。

4. 女性憲章に基づく婚姻制度と夫婦の権利義務

4.1 女性憲章に基づく婚姻制度

現行の婚姻手続は、第3編(8条から24条)に定められている。第8条1項は、「婚姻は、婚姻登録官または本条の下で所轄の大臣によって婚姻を挙行するための許可を与えられた者によって挙行される」と規定しており、有効な婚姻を成立させるための要件として、第22条1項において「シンガポールで挙行される婚姻は、(a) 婚姻登録官によって発行された婚姻許可書ないしは所轄の大臣によって与えられた有効な特別婚姻許可書の権威に基づくものではないかぎり、および(b) 婚姻登録官または婚姻を挙行する許可を与えられた者によるものではないかぎり、すべて無効とされる」ことが定められている。所轄の大臣によって婚姻を挙行するための許可を与えられた者とは、通常は宗教団体の役職者である。この方式により、シンガポールにおける婚姻手続が各宗教の慣習や儀式に沿って行なわれることが可能となっている。

すなわち、シンガポールにおいて第8条および第22条1項に基づく婚姻がなされるためには、4種類の婚姻方法が存在していることになる。それらは、(1) 婚姻登録官によって発行された婚姻許可書の権威に基づく婚姻で、(a) 婚姻登録官の面前で行われるもの、および(b) 婚姻を挙行する許可を与えられた者の面前で行われるもの、と(2) 所轄の大臣によって与えられた有効な特別婚姻許可書の権威に基づく婚姻で、(a) 婚姻登録官の面前で行われるもの、および(b) 婚姻を挙行する許可を与えられた者の面前で行われるものとなる。

(1)の(a)による婚姻の挙行は、3段階の手続を経て成立する。まず、婚姻を希望する者のどちらか一方が所定の書式の通知書に署名し、婚姻登録官に提出する(第14条)。提出された通知書は婚姻登録官によって、電子メディアあるいは

はその他の方法によって順次に綴じられる(第16条)。印刷した通知書や通知書の概要は婚姻許可書が発行されるまで、ないしは3カ月が過ぎるまで登録官室内の目立つ場所に提示される(第16条)。その後、通知書が提出されてから21日を経過した段階で、またその日から3カ月を超えないときまでに、当事者から所定の支払いがなされている場合には婚姻登録官が所定の書式で作成された婚姻許可書を発行する(第17条)。また、婚姻登録官は所定の支払いがなされないとき、あるいは両当事者による制定法上の宣言がなされないときには、婚姻許可書を発行することができない。制定法上の宣言の内容には、①婚姻を希望する両当事者のいずれもがシンガポール市民、ないしはシンガポールの永住権保持者ではない場合、通知書の提出がなされるときに当事者のどちらかがシンガポールに少なくとも15日間滞在していたこと、②両当事者が21歳以上であること。当事者の一方が21才未満である場合は、離婚経験があるか、もしくは寡夫または未亡人であること、または以前の婚姻が無効であると宣言されていること、③一方当事者が婚姻経験のない未成年者である場合は、女性憲章の第2付表で示されている適正な者による同意があるか、あるいは高等法院の同意が第13条によって与えられていること、④両当事者ともに、18歳未満ではないこと、⑤法的な婚姻障害が存在していないこと、⑥両当事者ともに、何らかの法、宗教、慣習、慣行の下で他の者と婚姻していないことが含まれる。

婚姻許可書が発行された後に、婚姻を希望する当事者は婚姻儀式に進むことになる。儀式が成立するためには、2人の証人の出席、婚姻登録官と当事者による受け答え、当事者による宣言が必要とされる。また、婚姻登録者には儀式の場において、当事者が当該婚姻に任意に同意していることを確認することが求められる。

儀式の終了後に当該婚姻は婚姻登録官により、婚姻証明書の形で登録される。その際には当該婚姻を挙行した婚姻登録官と婚姻両当事者による署名がなされ、またそれらは2人の証人によって認証されなければならない(第28条)。

(1)の(b)による婚姻の挙行は、婚姻を希望する者が婚姻許可書を婚姻登録官から発行されるまで、(1)の(b)の方法と変わりはない。婚姻許可書は、婚姻を挙行することを許可された者に手交され、その者により当該婚姻の

挙行がなされる。婚姻登録に関しては、婚姻当事者が婚姻から1カ月以内に副婚姻登録官の面前に出頭して、口頭か書面による婚姻の証拠を提出する。婚姻登録のために作成される婚姻証明書には、副婚姻登録官および婚姻の両当事者による署名がなされ、それらを婚姻の挙行の際に出席した2人の証人が認証する必要がある(第29条)。(2)の(a)と(b)による婚姻の方法は、婚姻登録官ないしは婚姻の挙行をすることを許可された者によってなされるが、(1)の方法と異なる点は、所轄の大臣によって発行される特別婚姻許可書に基づいているという点である。この場合の婚姻は、婚姻を希望する両当事者あるいは一方当事者が18歳未満である場合³⁸⁾、両当事者が血族関係または姻族関係にある場合に適用されている³⁹⁾。

4.2 夫婦の権利義務

第6編は夫と妻の権利と義務について規定しているが、このなかでも特に婚姻によって生じる夫婦間の権利と義務についての詳細を定めている第46条と既婚女性の法的能力について定めている第48条についてみていくことにする。

第46条1項は、「婚姻の挙行に基づいて、夫と妻となった者は共同体の利益を保護するため、および子どもを世話し、扶養するために、互いに協力するよう相互に拘束される」と規定している。ここでいう「共同体」(union)が意味すること、また「共同体の利益を保護する」ために互いに協力することの意味についての説明はなされていない。したがって、当事者が何をもってその義務に違反し

38) シンガポールにおける法定の婚姻最低年齢は18歳であり、女性憲章第21条の下で所轄の大臣によって許可される特別婚姻許可書の権威に基づいて挙行される婚姻ではない限り、婚姻を希望する者のどちらか一方が18歳未満の場合の婚姻は無効とされる(第9条、第21条)。

39) 女性憲章第10条で禁止されている婚姻禁止親等は同憲章の第1付表で示されている。
 男性の場合、母・娘・父の母・母の母・息子の娘・娘の娘・姉妹・妻の母・妻の娘・父の妻・息子の妻・父の父の妻・妻の父の妻・妻の息子の娘・妻の娘の娘・息子の息子の妻・娘の息子の妻・父の姉妹・母の姉妹・兄弟の娘・姉妹の娘である。
 女性の場合、父・息子・父の父・母の父・息子の息子・娘の息子・兄弟・夫の父・夫の息子・母の夫・娘の夫・父の母の夫・母の母の夫・夫の父の父・夫の母の父・夫の息子の息子・夫の娘の息子・息子の娘の夫・娘の娘の夫・父の兄弟・母の兄弟・兄弟の息子・姉妹の息子である。

たといえるのかという点については同条文の上では明らかにされにくいという問題が生じる。また、その違反がどのように処理されるのかという点についても明確にはなっていない。これらの点は判例上で明らかにするほかないが、いずれにせよ、第46条1項は、夫とその妻となった者の「モラル」となる原理を定めているといえよう⁴⁰⁾。また、妻と子どもに対する扶養を定めた第8編の第69条は「いかなる既婚女性も夫が合理的な扶養を提供することを怠ったり、拒んだ場合には、区裁判所または治安判事裁判所に提訴でき、裁判所はそのことの証拠に基づいて、夫に対し、妻を扶養するために月毎の手当、ないしは一時金を支払うよう命じることができる」と定めている。このことから、夫となった者には第46条1項で定める「共同体の利益」の保護のために、妻を扶養することがその義務の一つとして課せられていると解釈できる。

しかしながら、そのような条項は妻が夫に経済的に依存し、保護の対象として夫の下にあることを前提として立案されたと読み取れるものである。また、本規定を先に述べたシンガポールにおける経済発展のための国家戦略として女性を活用するという観点から考えてみると、女性は経済発展に貢献することが求められる一方で、あくまで労働の現場においては男性労働者に比べると低賃金の従的な地位に置かれること、あるいは現実的にそうであることを前提とした条文であると解することができる。さらには、この条項は、女性憲章が制定された当時のイギリス法をモデルとしているが、イギリスにおいてはすでに夫婦間における扶養の扱いに関する不平等性についての改正がなされている。女性の社会進出がある程度進んでいる現在のシンガポールにおいては、女性が一家の主な稼ぎ手として所得を得ている可能性が十分に考えられるため、将来的には改正が必要とされるべきかというのではないだろうか。

第46条2項は「夫およびその妻は単独であらゆる売買や職業ないしは社会活動に単独に従事する権利を有する」ことを規定している。また、同条3項において「妻は氏と名を単独で使う権利を有する」こと、および同条4項において「夫およびその妻は婚姻世帯の運営において平等な権利を有している」ことが定められ

40) Leong Wai Kum, *The Singapore Women's Charter: 50 Questions*, ISEAS Publishing, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore, 2011, p.30

ている。これらの条項は、女性の社会進出を可能とするときの法的根拠の一つとなるものであるが、「婚姻世帯 (matrimonial household) の運営」およびその際の「平等な権利」が具体的にどのようなことを意味しているのかについて、条文上は明確にされていない。しかし、そもそも女性憲章の制定目的がすでに述べたように、「夫と妻がその婚姻生活において平等の地位を享受することを可能とする一夫一妻婚を規定する」ことにあり、同憲章の制定によって、イギリス植民地時代の婚姻の概念そのものを変えるための社会変革を目指していたことを考えると、このような文言が規定のなかに含まれることは不自然なことではない。

第51条は既婚女性の法的能力について、4項にわたる規定を設けている。具体的には、「いかなる財産をも取得することができ、保有し、処分することができる」(第51条1項) こと、「責任がある、あらゆる不法行為、契約、負債、債務証書に関して、自ら責任を負い、負わせられる能力を有する」(第51条2項) こと、「不法行為または契約のどちらかにおいて、自らの名において訴えたり、訴えられたりする能力を有し、またこれらの目的のために用いられるすべての救済手段や補償を利用できる権利を有する」(第51条3項) こと、および「破産法、およびそのための判決や命令の執行の適用を受ける」(第51条4項) こととなっている。コモン・ロー上、夫と妻は一人格であり、その一人格とは夫であると考えられてきた。妻は自分の財産を所有することができず、契約能力も認められてこなかった。また、不法行為訴訟の当事者となることについても、夫が共同原告(被告)に加わることがなければ、不可能とされてきた⁴¹⁾。これらの点と比較すると、同条は既婚女性に対し、自己の財産を自らの管理下におく能力を法的に保障し、また契約能力も認めるものとなっていると評価できる。同条はシンガポール社会における女性の地位向上と経済活動への参加に一定の効力を与える法的根拠となってきたといえるだろう。

夫婦の財産分割に関しては、女性憲章の改正により、夫婦共有財産と特有財産の区別を緩め、財産分与の際に主婦としての貢献度を考慮するよう裁判所に申し出ることができるようになった(第112条2項d))。これは、1950年代から60年代にかけてイギリスで出された一連の控訴院判決において、妻の財産分与請求権の

41) 戒能民江「イギリスの家族法」、黒木三郎監修『世界の家族法』(敬文堂、1991年)、5頁

判断をする場合、妻の家事・育児など家族の福祉への寄与を考慮するという原則が示されたこと、またその後制定された関連法の影響であると考えられる。

5. おわりに

本稿においては、シンガポールにおけるイギリス植民地時代の婚姻法の形態と1961年に制定された総合的な家族法である女性憲章を比較分析しながら、婚姻法の改正が女性の地位向上に与える影響について議論してきた。1970年代中頃のシンガポールにおいては、同憲章とムスリムに適用される婚姻法（ムスリム法施行法）に関する法整備が、家族関係の改善および社会における女性の地位向上に一定の役割を果たすものとなったと評価されていた⁴²⁾。確かに、一夫多妻婚を禁止し、婚姻世帯の運営における夫婦間の平等を定め、既婚女性の経済活動を保障した婚姻法の改正は、それまで認められていなかった女性の権利を一定程度、法的に保障することを実現するものとなったことは否定できない。しかし、それをもって抜本的に「女性を封建的および保守的な呪縛から解放する」ことになったと評価することはできないだろう。そもそも、ジェンダー差別の克服および女性の解放には、社会に根強く残る封建的な規範を支える人々のジェンダー観を変革することなくして、達成することはできない。また、民族に基づく文化的背景や伝統が異なるイギリスの立法をモデルにすることが、シンガポールの女性の解放につながるとも単純にはいえない。

1984年に人民行動党を長年率いてきたリー・クアン・ユー元首相が、過去数年の民族別、学歴別出産統計を示しながら、「大卒女性は、職業を優先させ、結婚しない人が増えているし、結婚しても子どもの数がとても少ない。これに対し、低学歴の女性は、結婚して多くの子どもを生む傾向にある。もしこれを放置していたなら、将来シンガポールの知的水準が低下し、次の世代は才能のない者ばかりになり、ゆゆしい事態だ。そのため大卒女性は結婚し、もっと子どもを生むべきだ」⁴³⁾と発言した。この発言に端的に表れているように、シンガポールの女性は

42) Aline K Wong, *op. cit.*, p.27

国家の発展にとって「有益」な労働力になると考えられる女性とそうではないとみなされる女性とに分断され、前者を優先する政策がとられてきた。

1980年代までのシンガポールにおいては、多くの女性が結婚するまで仕事を持ち、結婚後あるいは第一子出産後に仕事を辞めるパターンが多くみられてきた⁴³⁾。そうすることで、結婚するまでは国家の経済発展に貢献し、結婚後は「良き妻」であることを演じさせられてきた⁴⁴⁾。1990年代になるとその傾向は徐々に減少し、結婚後も仕事を続ける女性が増加するようになった。そうすると、女性が伝統的に負担すべきであるとされてきた家事労働と経済活動を同時にこなすことは、女性にとって大きな負担となる。そこで、シンガポール女性に代わって家事労働を担うようになったのが、フィリピンやインドネシア出身の女性の移住労働者であった。確かにこれらの移住労働者の存在は、高学歴かつ高収入のシンガポール女性を家事労働から解放することになった。しかしながら、それによって、シンガポール社会の伝統的性別役割分担の問題が解決されたわけではない。女性の仕事としてみなされてきた家事労働を女性の移住労働者が代行するようになったにすぎないのである。

国連開発計画が発表した2010年の人間開発報告書 (Human Development Report) によると、シンガポールのジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index) ⁴⁵⁾は0.086とされており、これは世界第8位、またアジア地域では第1位にランクされるものである。シンガポールの場合、法制度の改革に基づいて女性の権利が一定程度保障されるようになったこと、また国家の経済に貢献できる人材を作るための教育が性別を問わず行われてきたことによって女性の中高等教育の達成度が上昇したこと、および経済発展のために女性の労働参加が国家政策として積極的に求められてきたこと、および経済発展とともに医療技術が向上したこ

43) 岩崎育夫「現代アジアの肖像15 リー・クアン・ユー—西洋とアジアのはざまで」(岩波書店, 1996年), 176-177頁

44) Stella R. Quah, *Family in Singapore: Sociological Perspectives*, Times Academic Press, Singapore, 1994, p. 63

45) *Ibid.*

46) ジェンダー不平等指数とは、妊産婦死亡率、女性による中高等教育の達成率、および女性の政治や労働への参加率等をもとにし数値化された男女間にみられる不平等を示す指標を指す。完全に平等である0から、完全に不平等である1までの間で指標が示される。

とにより妊産婦の死亡率が圧倒的に減少したことが、ジェンダー不平等指数に明確に反映されたといえる。ジェンダー不平等指数の観点からみると、シンガポールは極めて高水準のジェンダー政策を実施してきたと評価できる。本稿で取り上げた女性憲章の制定目的である「女性の解放」を真に達成するために今後のシンガポール社会に求められている課題は、今までのような高学歴のエリート女性を優先的に「保護」し、活用するための政策に重点を置くのではなく、むしろ様々な立場に置かれている女性の事情を多角的に考慮しながら、家族法の改正を含む総合的なジェンダー政策を打ち出していくことにあるのではないだろうか。

Critical Study on the Singapore's Family Law Reforms towards the Improvement of the Status of Women

Aisa KIYOSUE*

The aim of this article is to critically examine the effects and significance of the Women's Charter, which is the Singapore's new family law enacted in 1961, being modeled after the British family law, in order to improve the status of women and to prohibit polygamous marriage, in comparison with the marriage systems recognized under the British colonial rule, in accordance with each ethnic custom or religion.

In the first part of this article, I discussed how the principles of the application of English law in the colonial Singapore had made marriages contracted under each ethnic custom or religion valid, showing the actual marriage forms conducted by Chinese and Indian immigrants and Malays .

In the later part of this article, I reviewed the process of the enactment of the Women's Charter and its purpose, the new marriage form provided in the article 8 and 22, and rights and duties of husband and wife provided in the article 46 and 48 from the gender perspectives.

In the conclusion, I analyzed whether or not the Singapore's family law reform in 1961 could bring the true women's liberation into Singapore society, indicating an agenda which is necessary for the current Singapore government to tackle with.

* Muroran Institute of Technology, Hokkaido, Associate Professor

キーワード：シンガポールにおける家族法改革, 一夫多妻婚, 女性憲章, 女性解放,
イギリス法

Keywords : Singapore's Family Law Reform, Polygamous Marriage,
Women's Charter, Women's Liberation, British Law

